

○牧之原市成年後見等審判請求申立費用の本人負担の申立をしない場合
の基準及び後見等報酬費用の助成要綱

平成17年10月11日

告示第114号

改正 平成26年4月1日告示第179号

令和3年3月31日告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第12条、第14条第1項、第16条、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求を行った際に、市が負担した家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条の規定による審判請求申立費用（以下「申立費用」という。）の本人負担の申立てをしない場合の基準及び後見等開始後の報酬の負担が困難な者に対する後見等報酬費用（以下「報酬費用」という。）の助成基準を定めることにより、成年後見制度の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図るため、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 申立費用の本人負担の申立をしない場合の基準は、市長が審判請求の申立を行った者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- (2) 当該申立費用及び報酬費用を当該者の属する世帯の収入及び資産から控除したとき、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費（以下「生活保護法による保護基準額」という。）を下回る者
- (3) その他当該開始審判申立に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 報酬費用の助成対象者は、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を除く者が成年後見人等を選任されており、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者
- (2) 市内に住所を有し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 本人が市民税非課税であること。
 - イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の額の合計額から40万円を減じた額（以下「本人負担可能額」という。）が家庭裁判所の決定に基づき、成年後見人等に支払うべき報酬費用額を下回ること。
 - ウ 本人が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- (3) 本市以外に住所を有し、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で、かつ、前号アからウの全てを満たす者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者又は同法第52条の規定に基づき、本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者

（申立費用の負担）

第3条 市長が、申立費用を負担するか否かを決定したときは、申立費用負担決定書（様式第1号）により通知する。市長が、被後見人等に申立費用を負担させる場合は、家庭裁判所の費用負担命令に基づき、本人等に当該費用を請求する。

（助成額）

第4条 後見人等一人当たり、かつ、一月当たりの報酬費用の助成限度額は、在宅者の場合は2万8,000円、施設入所者の場合は1万8,000円とする。

2 助成額は、次の各号に定める額とする。

（1） 本人が第2条第2項第1号に該当する場合は、家庭裁判所の決定に基づき、成年後見人等に支払うべき報酬費用と前項に基づく助成限度額を比較し、いずれか少ない額

（2） 本人が第2条第2項第2号及び第3号に該当する場合は、次のア又はイに掲げる額

ア 本人負担可能額が0円以下のとき、家庭裁判所の決定に基づき、成年後見人等に支払うべき報酬費用と前項に基づく助成限度額を比較していずれか少ない額

イ 本人負担可能額が0円を超える場合は、家庭裁判所の決定に基づき、成年後見人等に支払うべき報酬費用から本人負担可能額を減じた額と助成限度額を比較していずれか少ない額

3 報酬費用は、最大12月間の合算額をもって市の助成する限度額とすることができる。

（報酬費用の助成の手続）

第5条 報酬費用の助成を受けようとする者は、報酬付与の決定を受けた後、3月以内に後見等の報酬費用助成申請書（様式第2号）及び必要書類を市長に提出しなければならない。

（助成等の決定）

第6条 市長は、前条の申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、速やかに助成の可否及び助成額を決定し、申請者に対して後見等報酬費用助成決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 助成金の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前条の通知書に基づき、後見人等の報酬費用助成請求書（様式第4号）を市長に提出し、助成を受けることができる。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成額を交付するものとする。

（報告の義務）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の資産及び生活状況変更報告書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 住所又は氏名を変更したとき。
- （2） 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （3） その他世帯の状況等に変更があったとき。

2 市長申立を行った被後見人等の後見人等となった者は、後見人等選任報告書（様式第6号）及び必要書類を市長に提出しなければならない。

（助成資格の消滅）

第9条 市長は、受給者が次のいずれかにより助成の理由が変化又は消滅したと認めるときは、助成を中止又は減額する。

- （1） 第2条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （2） 牧之原市民でなくなったとき（牧之原市が、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている場合その他法令の規定により援護を行っている場合を除く。）。

（助成金の返還）

第10条 市長は、受給者が偽りその他の不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成金をその者から返還させることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第179号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第60号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する